

インボイス制度(適格請求書等保存方式)

—令和5年度税制改正大綱を踏まえて—

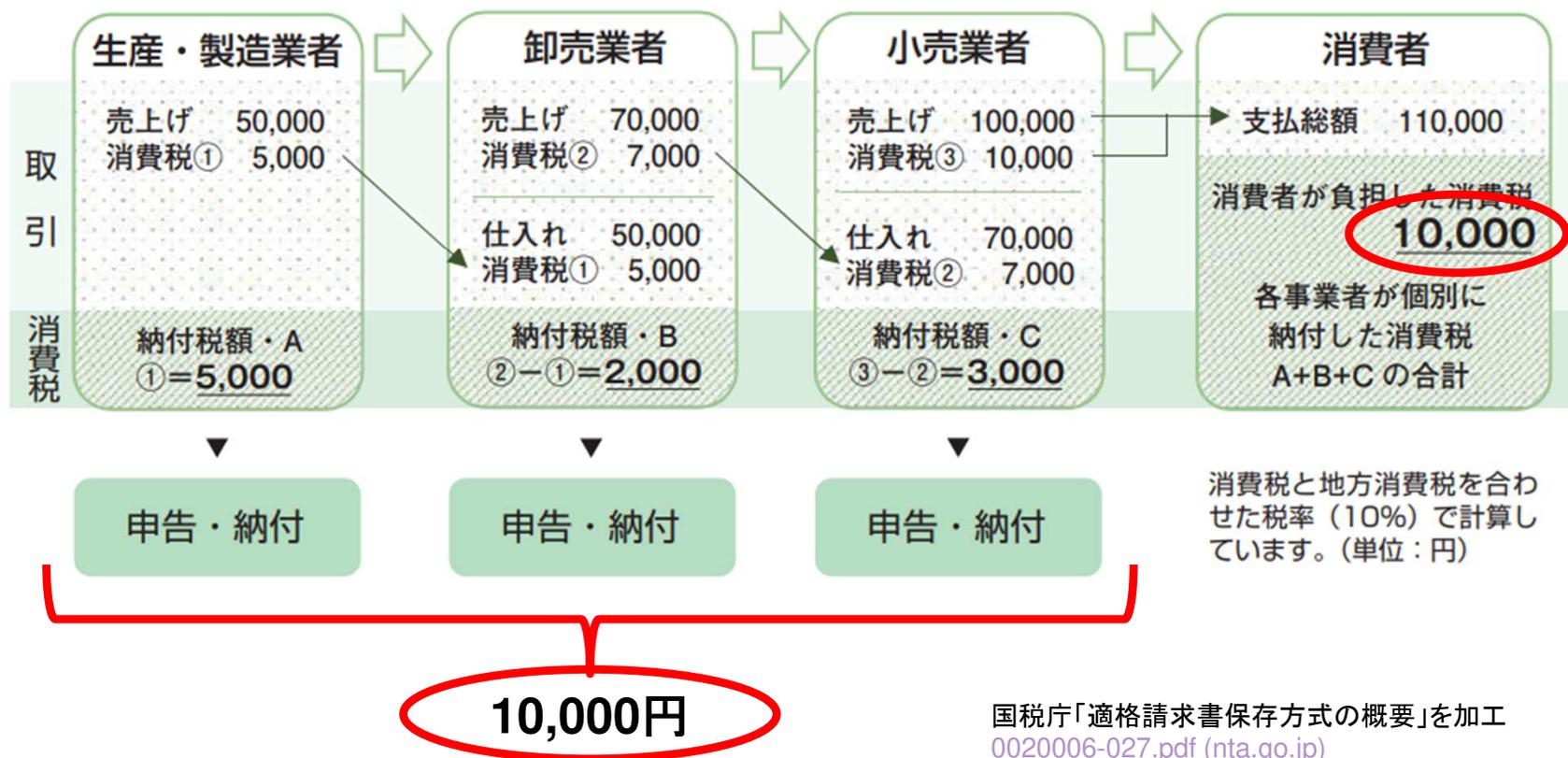
発行：オリオン税理士法人

1. 消費税の基本的な仕組み

A) 消費税とは

商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して最終消費者が負担する税金です
当該租税は、納税義務者と実質負担者が異なる「**間接税**」となっています

消費税の負担と納付の流れ



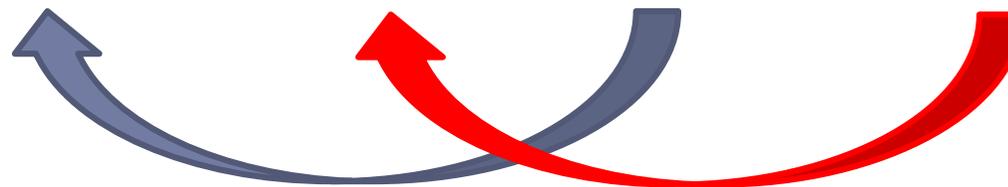
2. 消費税の納税義務者

A) 消費税の納税義務者とは

- 基準期間（前々事業年度）の課税売上高が1,000万円をこえる事業者
- 基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立1期目及び2期目（ただし、当該事業年度開始の日において、資本金の額が1,000万円以上である法人を除く）
- その他、特定期間判定や、特定新規設立法人による納税義務の判定あり

- 【資本金1千万円未満の会社】

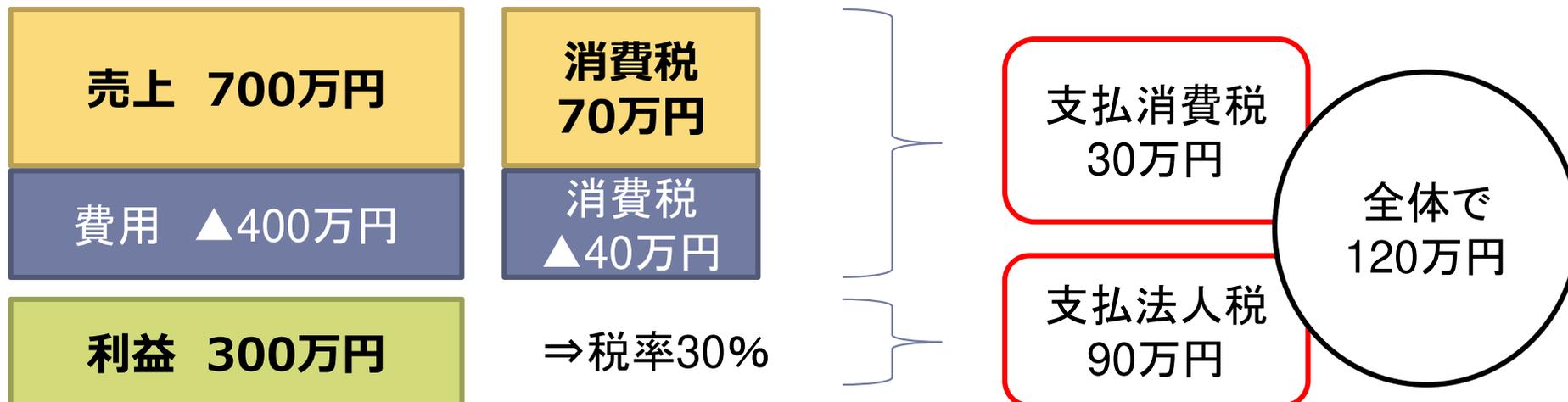
事業年度	1期目	2期目	3期目	4期目
課税売上高	2,000万円	900万円	500万円	3,000万円
判定	免税	免税	課税	免税



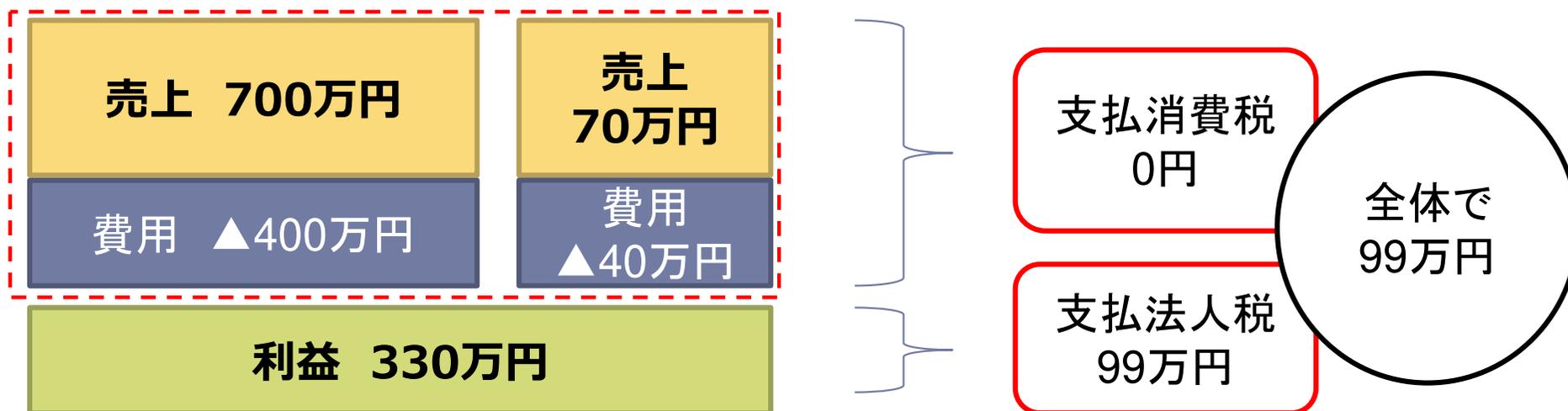
インボイス制度によって影響を受ける

3. 消費税の原則的な計算

A) 課税事業者

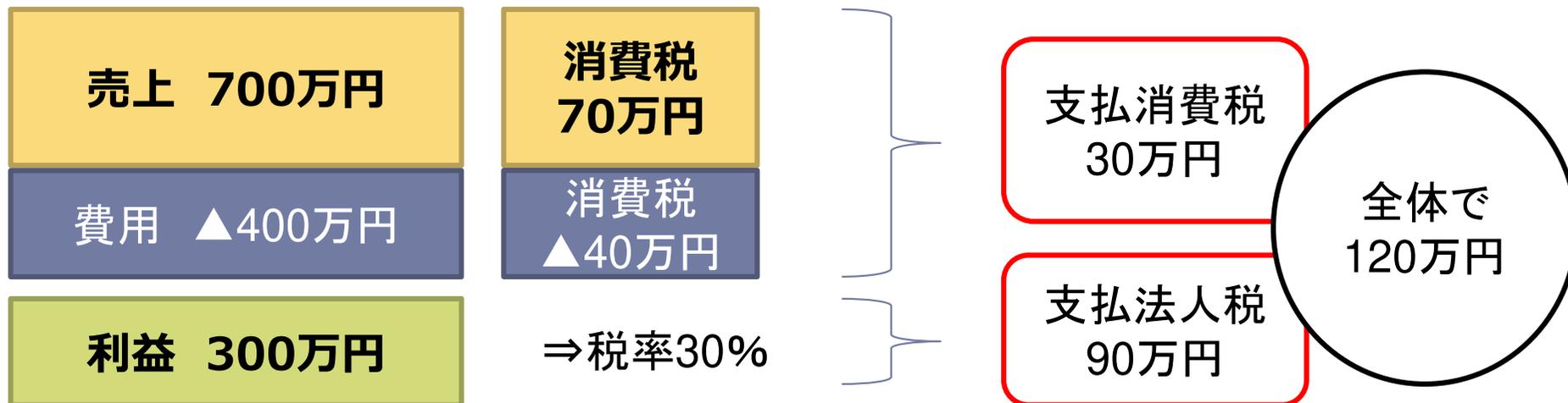


B) 免税事業者



4. 仕入先がインボイス登録していない場合

A) 課税事業者の現状

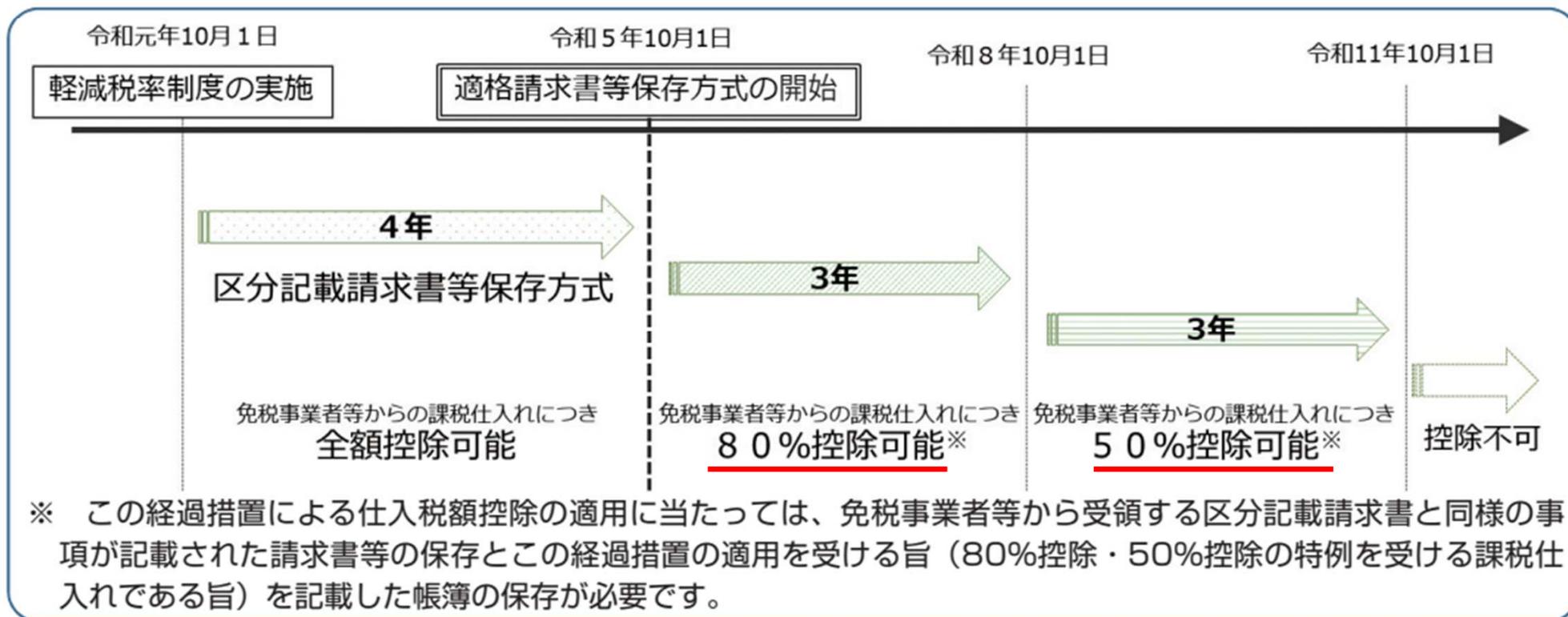


B) 仕入先がインボイス登録していない場合



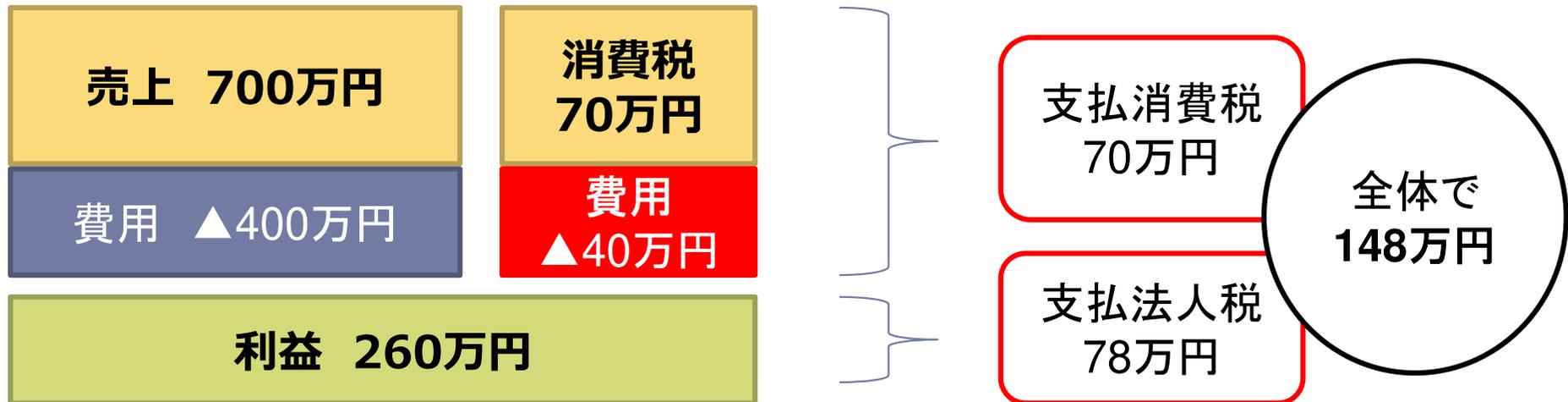
5. 免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



6. 経過措置の具体的計算

A) 免税事業者からの課税仕入の計算に係る原則的な取り扱い（令和11年10月1日以降）



B) 免税事業者からの課税仕入の計算（80%控除のケース）

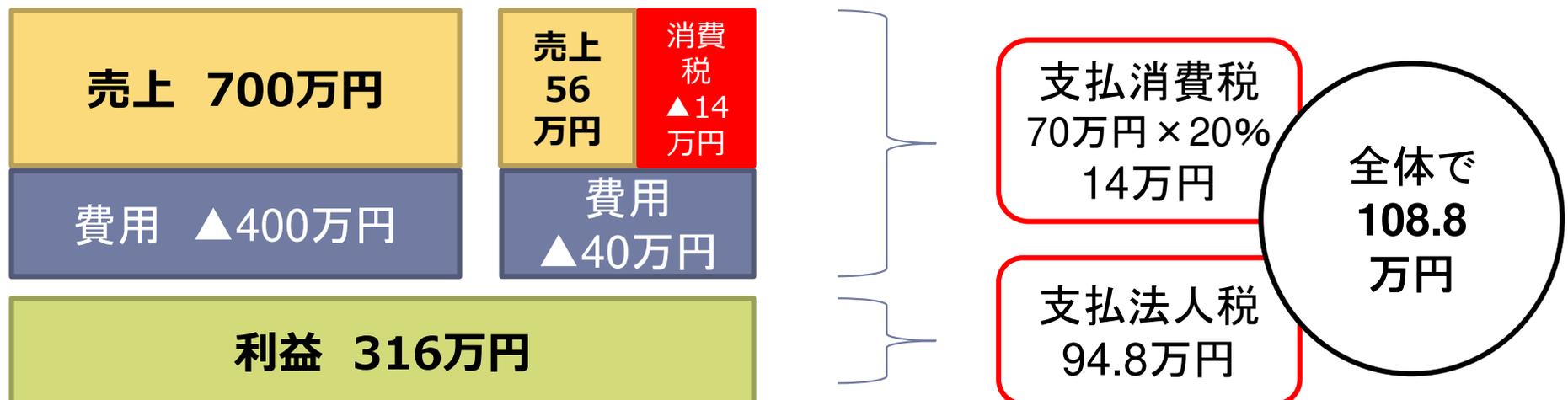


7. 小規模事業者がインボイス登録をした場合

A) 令和5年税制改正大綱

- ・ 小規模事業者に係る税額控除の経過措置
- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。
- ・ (注1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

A) インボイス登録をした小規模事業者の計算



8. まとめ

A) インボイス制度による各税目の負担額

項目	仕入先がインボイス登録していない 免税事業者の場合			自身が 免税事業者の場合	
	R5/10/1前	10/1以後 原則	経過措置 80%	R5/10/1前	インボイス 登録後※
消費税等	30万円	70万円	38万円	0円	14万円
法人税等	90万円	78万円	87.6万円	99万円	94.8万円
合計	120万円	148万円	125.6万円	99万円	108.8万円
備考	仕入先が課 税事業者か どうか確認 不要	仕入先が免 税事業者で ある場合仕 入税額控除 がとれない	仕入先が免 税事業者で も80%は仕 入税額控除 が可能	消費税の納 税負担がな い	経過措置に より課税売 上の20%を 納税する

※ 経過措置により令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間については課税売上高の2割となる。もちろん、インボイス登録しなければ、免税事業者としてこれまで同様の負担額となる。

9. インボイス制度での仕入税額控除

A) インボイス制度により請求書等や帳簿管理が変わります

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	〔区分記載請求書等保存方式と同様〕
請求書等	区分記載請求書等の保存	<u>適格請求書</u> (インボイス) 等の保存

課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間保存する必要がある

ここが変わります

国税庁「適格請求書保存方式の概要」を加工
[0020006-027.pdf \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/0020006-027.pdf)

10. インボイス制度（適格請求書等保存方式）

- A) 買手が仕入税額控除を受けるためには、帳簿の他、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要
- B) 令和5年10月1日から開始される
- C) 適格請求書とは、登録番号が記載された、請求書や納品書その他これらに類するものをいう
- D) 適格請求書を交付することができるのは税務署長の登録を受ける必要がある
- E) 適格請求書の記載事項は下記のとおり

- 【記載事項】**
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び 適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※ 又は適用税率

11. 具体的な請求書等の記載事例

適格請求書

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

(株)〇〇御中 ← ⑥

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

② ③ ④ ⑤

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

スーパー〇〇

XX年11月30日

東京都...
登録番号 T123456... ①

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内 消費税額)		¥24
10%対象		¥550
(内 消費税額)		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

② ③ ④ ⑤

* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

※適格請求書と簡易の違いは、上記⑥の、書類の交付をうける事業者の氏名又は名称の記載

国税庁「適格請求書保存方式の概要」を加工
[0020006-027.pdf \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/0020006-027.pdf)

12. 適格請求書の交付義務免除（売手）

A) 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除される

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

国税庁「適格請求書保存方式の概要」を加工
[0020006-027.pdf \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/0020006-027.pdf)

B) 令和5年税制改正大綱による措置

- ・ 売上に係る対価の返還等に係る**税込価額が1万円未満**である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。
- ・ （注）上記の改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上に係る対価の返還等について適用する。

13. 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合（買手）

A) 適格請求書などの交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる

- ① 適格請求書の交付義務が免除されるP13「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

国税庁「適格請求書保存方式の概要」を加工
[0020006-027.pdf \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/0020006-027.pdf)

B) 令和5年税制改正大綱による経過措置

- ・ 基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間（前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が5000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入については、当該課税仕入に係る支払い対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる

14. 簡易課税制度を選択している場合

A) 簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合には、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、**適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはならない**

B) 簡易課税制度とは

- 簡易課税制度とは、**基準期間の課税売上高が5000万円以下**であり、原則として適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用できる制度（ただし、R5/10/1-R11/9/30までの課税期間は、免税事業者がインボイス登録をし簡易課税の届出を提出した場合は、当該提出期間から簡易課税制度の適用が可能となる）

《参考》 簡易課税制度による消費税額の計算

$$\text{消費税額} = \frac{\text{課税売上げに係る消費税額※}}{\text{（売上税額）}} - \frac{\text{課税仕入れ等に係る消費税額※}}{\text{（仕入税額）}}$$

$$\text{課税売上げに係る消費税額※} \times \text{みなし仕入率}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

簡易課税制度では、課税仕入れ等に係る消費税額は課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じて算出します。そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、 鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、 第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

詳しくは…

簡易課税制度のしくみや手続については、「消費税のあらまし」（国税庁ホームページ）等をご覧ください。

R5/10/1-R8/9/30までは、免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合には、**みなし仕入率**が80%になる経過措置あり。故に、卸売業以外は、当該経過措置を適用することになる。

国税庁「適格請求書保存方式の概要」を加工
[0020006-027.pdf \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/0020006-027.pdf)

15. 免税事業者の登録申請手続

A) 期限

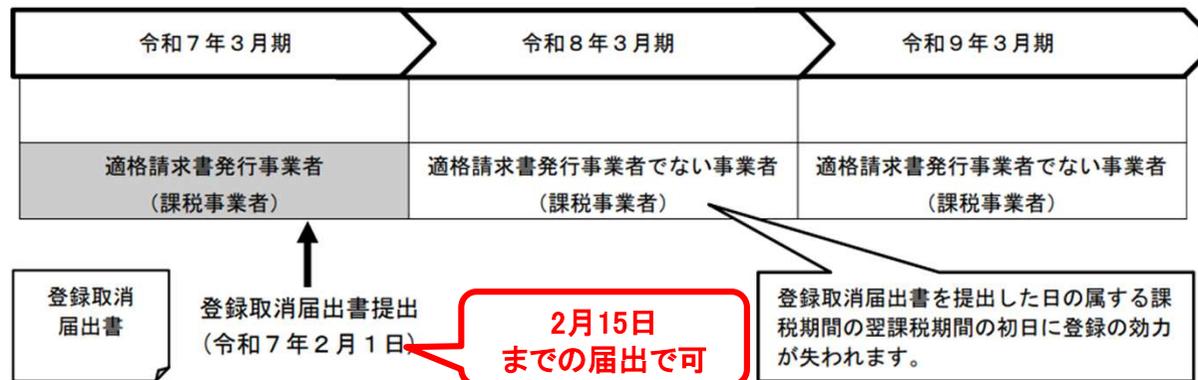
- 令和5年3月31日まで。ただし、**改正大綱により緩和され、4月以降9月末日までの申請**においても10月1日からの登録申請が可能となる

B) 登録にあたっての留意事項

- 登録を受けるかどうかは**事業者の任意**
- 適格請求書発行事業者になると……
 - 基準期間の売上高が1,000万円以下となっても、**登録の効力が失われない限り、消費税の申告**が必要です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。
- 適格請求書発行事業者が登録の取り消しを求める場合……
 - 適格請求書発行事業者が、その翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、**当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出しなければなりません（改正大綱）**。

《適格請求書発行事業者の登録の取消届出》

(例1) 適格請求書発行事業者である法人（3月決算）が令和7年2月1日に登録取消届出書を提出した場合



国税庁：「消費税の仕入税額控除における適格請求書等保存方式に関するQ&A」を加工
[01-01.pdf \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/01-01.pdf)

16. まとめ

- インボイス制度により、仕入先が免税事業者であった場合は、仕入税額控除が取れなくなる
- これまで免税事業者であった者も取引先との関係上、登録すべきかどうか慎重に検討する必要がある
- 発行する請求書等には、インボイスの登録番号を記載する必要がある
- 適用時期はR5/10/1からであり、申請期限は4月以降も可能となっている
- 免税事業者が不当な取り扱いを受けないよう、独占禁止法、下請法等の取締りがあるので留意する

参考：中小企業庁資料

<IT導入補助金> -デジタル化による事務負担軽減

企業間取引のデジタル化を強かに推進！

インボイス制度への対応も見据え、デジタル化基盤導入類型では、**令和4年度第2次補正予算において、補助下限額を撤廃**し、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。

(令和4年度第2次補正実施分は、準備が整い次第、公募予定)

類型名	デジタル化基盤導入枠 (デジタル化基盤導入類型)			
ツール名	ITツール※		PC等	レジ等
補助額	~50万円以下 (下限を撤廃)	50万円超~350万円	~10万円	~20万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費 (クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費 (ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)			

[みらデジ]

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト、ECソフト

現在の公募情報はこちら

みらデジ経営チェックにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化の進捗状況・経営課題の確認が可能です。
経営改善のために是非ご活用ください。



お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター (0570-666-424)

参考：中小企業庁資料

<小規模事業者持続化補助金> -課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用（税理士等への相談費用を含む）を支援！

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)に対し、令和4年度第2次補正予算において、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円上乗せします。（最大250万円補助）

（令和4年度第2次補正実施分は、準備が整い次第、公募予定）

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	100万円 (50万円)	2/3以内 (成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4以内)
成長・分配強化枠 (賃上げや事業規模拡大の取組)	250万円 (200万円)	
新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者等の新たな取組)	250万円 (200万円)	

() 内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

お問い合わせ先：

- ・商工会地域の方
所在地によって異なるため[右のQRコード](#)参照
- ・商工会議所地域の方 03-6632-1502

【商工会地域お問い合わせ先】【現在の公募情報はこちら】



参考：公正取引委員会資料

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。



➤それ、下請法違反です！



発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

参考：公正取引委員会資料

【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。



➤それ、下請法違反となるおそれがあります！



下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「**買ったたき**」として問題になるおそれがあります。

参考：公正取引委員会資料

【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた。**
- その際、「インボイス事業者にならなければ、**消費税分はお支払いできません。**承諾いただければ**今後のお取引は考えさせていただきます。**」という文言を用いて要請を行った。また、**要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。**

① 要請文書発出

いきなり何だろう…?

取引先A (免税事業者)

取引先B (免税事業者)

通知

うちは免税事業者との取引が多いし、とりあえず、**課税事業者**になってもらおう

② 要請文書には…

通知

インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。
承諾いただければ**今後のお取引は考えさせていただきます。**

③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）

免税事業者のままでも、価格を据え置いてもらえませんか…?

免税のままなら10%価格を引き下げます！それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。

わかりました…

③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）

（取引を切られるのは困る…!）**課税事業者になります！**

ありがとうございます。では、今まで通りの金額をお願いします。

課税転換するのに、**価格交渉もさせてくれないんですね…**

➤それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

事務所紹介

オリオン税理士法人

〒171-0022

東京都 豊島区 南池袋3-18-36 富美栄ビル2階

TEL 03-5985-8006

FAX 03-5985-8007

Web <http://orion-tax.jp>

【事務所紹介】

代 表 水品靖芳

従業員数 11名

有資格者 税理士(6)、公認会計士(1)、行政書士(1)、証券アナリスト(1)、宅地建物取引士(1)
CFP®(2)、税理士科目合格者(3)

業務内容 相続・事業承継を中心に、上場企業から個人事業主までの税務顧問に加え、富裕層に対する資産税アドバイス、企業買収・売却に関するアドバイスといった、会計・税務を基軸としたアドバイザー業務を提供。